

4月6日(月)～15日(水)春の全国交通安全運動

～世界一の交通安全都市TOKYOをめざして～

【問い合わせ】 葛飾警察署 ☎3695-0110 亀有警察署 ☎3607-0110 【担当課】 道路管理課交通安全対策担当

子どもをはじめとする歩行者の安全の確保

- ▶ 子どもの交通事故は、下校時間帯の午後2～6時に多く発生しています。信号が青でも、車が「止まったこと」など、まわりの安全を確認させましょう。また、飛び出しや路上で遊ぶことの危険性も教えましょう。
- ▶ 高齢者の交通事故死者数のうちの約半数は歩行者です。歩き慣れた道でも、交通ルールを守ることが大切です。夜間の外歩きでは、明るい色の服装や反射材を身につけましょう。



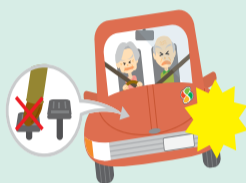
自転車の安全利用の推進

- ▶ 傘を差しながらやスマートフォンを操作しながら、イヤホンで音楽を聴きながらの運転は大変危険です。また自転車も飲酒運転の禁止の対象です。
- ▶ 自転車を利用する際は、大人も子どももヘルメットをかぶりましょう。また、交通事故に備えて賠償責任保険に加入しましょう。



高齢運転者などの安全運転の励行

- ▶ 横断歩道付近や交差点では歩行者がいなか確認しましょう。また、「ながらスマホ」は違反です。絶対に止めましょう。
- ▶ 高齢運転者の交通事故防止のため、買い換え時には自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置などが搭載された車も検討しましょう。
- ▶ 後部座席でシートベルトを着用せずに交通事故に遭った場合、車外へ投げ出されたり、同乗者にぶつかったりする危険性があります。また、6歳未満の子どもは、チャイルドシートの使用が義務付けられています。
- ▶ あおり運転や飲酒運転は悪質・危険な行為です。飲酒運転のおそれのある人に対する車両の提供や酒類を提供する行為、酒気を帯びている人の運転する車両に同乗することも罰せられます。



二輪車の交通事故防止

交差点を通過する際には、安全確認をしっかりと行いましょう。また、カーブや交差点手前では、十分に速度を落としましょう。ヘルメットの顎ひもをしっかりと締め、胸部・腹部を守るプロテクターを着用し、長袖・長ズボンを着用しましょう。

4月10日(金)は「交通事故死ゼロをめざす日」です

一人一人が交通ルールを遵守し、正しいマナーを実践することで交通事故の発生を防止しましょう。



健康なお口は一生の宝物

健康なお口づくりをサポートします



区では、むし歯や歯周病を未然に防ぎ、いつまでもおいしく食事ができるよう、妊婦や乳幼児・高齢の方など幅広い世代を対象にした多岐にわたる歯科事業を実施しています。【担当課】 健康づくり課 ☎3602-1268

区の歯科事業(令和2年度)

年齢	歯科健診
妊娠	妊婦歯科健診
1歳	ハッピーバースデーすくすく歯科健診
	1歳6カ月児歯科健診
2歳	母と子のすくすく歯育て歯科健診
3歳	3歳児歯科健診
40歳	成人歯科健診
70歳	40～70歳まで5歳ごとに実施
80歳	長寿歯科健診(80歳)

6～9月実施 成人歯科健康診査

【対象】 区内在住の令和3年3月31日時点で40・45・50・55・60・65・70歳の方
 ※対象者には、5月下旬に受診票を送付します。
 【受診期間】 6月1日(月)～9月30日(水)
 【内容】 むし歯・歯周病の検査、口の中の粘膜・顎の関節の状態の確認など

10～11月実施 長寿歯科健康診査

【対象】 区内在住80歳の方(昭和14年4月1日～昭和15年3月31日生まれの方)
 ※対象者には、9月下旬に受診票を送付します。
 【受診期間】 10月1日(木)～11月30日(月)
 【内容】 むし歯・歯周病の検査、口腔機能の状態の確認など

定期的に歯科健診を受けましょう

むし歯や歯周病以外にもお口の病気は存在します。自覚症状がなくても「病気が進行している」または「お口の機能が低下している」ことがあり、全身の病気と関係している可能性もあるので、定期的に歯科健診を受けることが全身の健康のためにも大切です。
 ※区の歯科健診の対象者には、事前に受診票を送付しています。

かかりつけ歯科医をもちますか?

かかりつけ歯科医は治療だけでなく、健診も含め、お口に関しての相談がいつでもできる決まった歯医者です。
 お口を健康に保ち、心身を健康な状態で維持していくために、かかりつけ歯科医をもちましょう。